

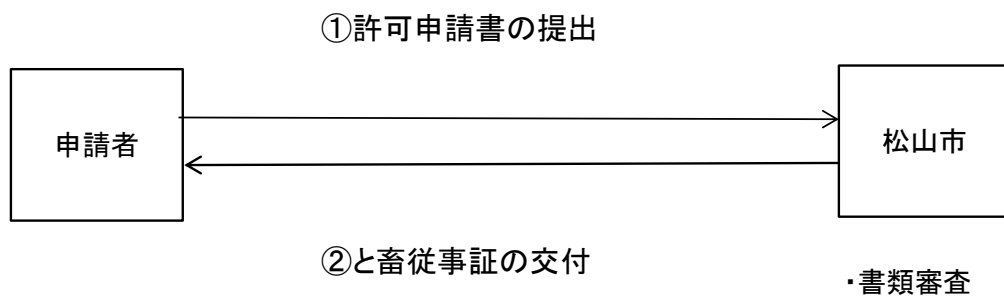
審査基準及び標準処理期間整理個表

番号

処 分 名	と畜従事証交付申請	
処 分 の 概 要	と畜場の処理室に出入する者は、と畜従事証交付申請によりと畜従事証が交付された者であること。	
根 拠 法 令 名	松山市と畜場法施行細則	
条 項	第7条第1項第1号	
所 管 課	生活衛生課	
経由機関での処理期間	なし	
所管課での処理期間		
標 準 処 理 期 間	計	
判 断 基 準	<p>と畜場の処理室に出入する者は、松山市と畜情法施行細則第7条による、と畜従事証交付申請より保健所長が適当と認めた者</p> <p>【根拠法令】 <松山市と畜場法施行規則第7条> 第1項 法第9条第9条第2項の規定による公衆衛生上必要な措置は、次のとおりとする。 一 処理室に出入りする者は、と畜従事証交付申請書(様式第7号)により保健所長が適当と認め、と畜従事証(様式第8号)を交付した者とする。こと。 二 と畜従事者は、常に清潔な被服を着用すること。 三 と畜従事者は、常に身体を清潔に保つこと。 四 伝染性疾患にかかっている者は、作業に従事しないこと。 五 場内で不潔な行為を行わないこと。</p> <p><と畜場法第9条> 第1項 厚生労働大臣は、獣畜のとさつ又は解体の衛生的な管理その他公衆衛生上必要な措置(次項において「公衆衛生上必要な措置」という。)について、厚生労働省令で、次に掲げる事項に関する基準を定めるものとする。 一 と畜場内の清潔保持、汚物の処理、ねずみ及び昆虫の駆除その他一般的な衛生管理に関すること。 二 食品衛生上の危害の発生を防止するために特に重要な工程を管理するための取組に関すること。 第2項 と畜業者その他獣畜のとさつ又は解体を行う者(以下「と畜業者等」という。)は、前項の規定による基準に従い、厚生労働省令で定めるところにより公衆衛生上必要な措置を定め、これを遵守しなければならない。</p>	

※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、
 それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。

手続の流れ



※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。